参 考 資 料

参考資料１　武力攻撃事態等への対処に関する法制（本文１ページ）

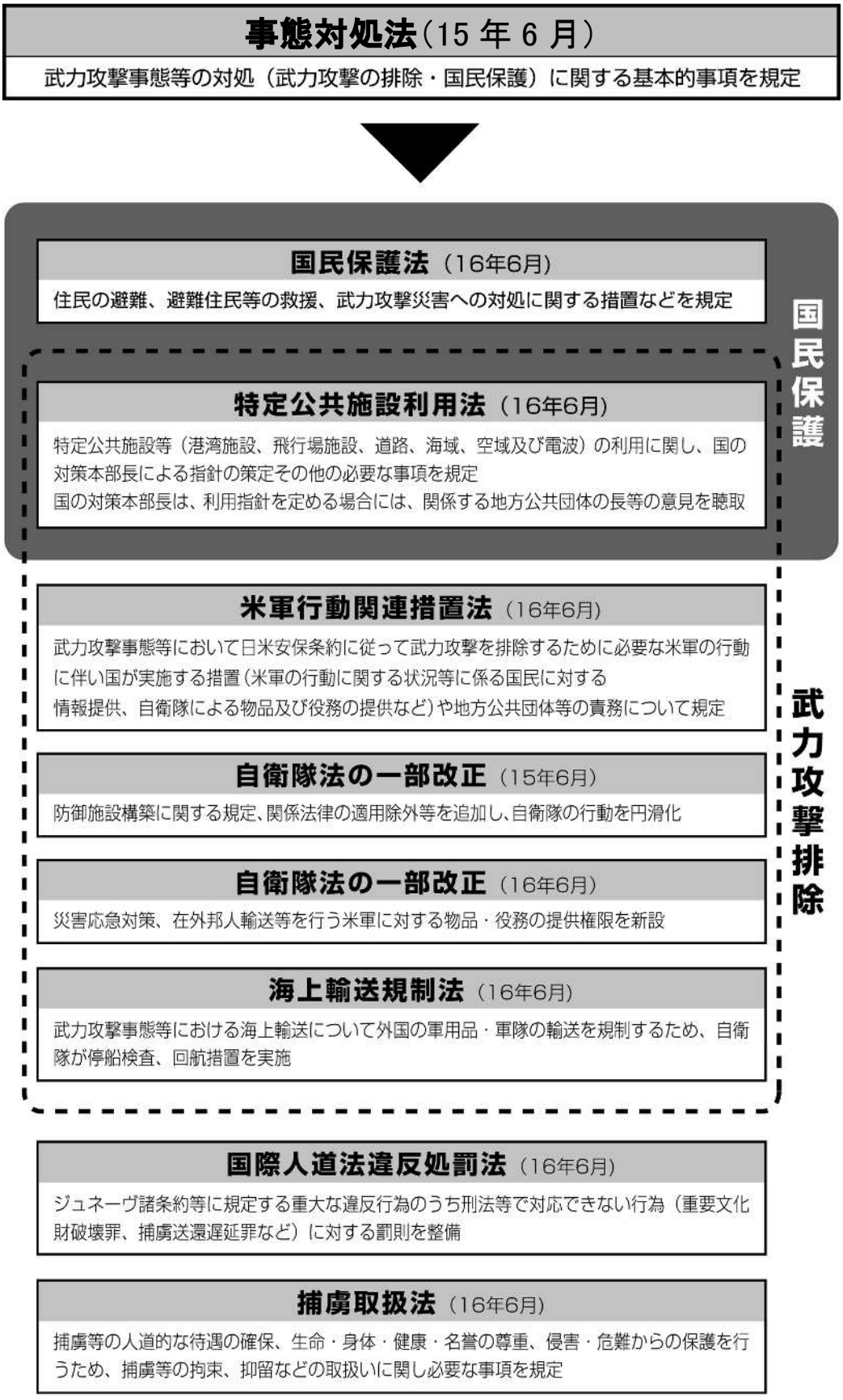

参考資料２　災害の類型と関連法制（本文１ページ）

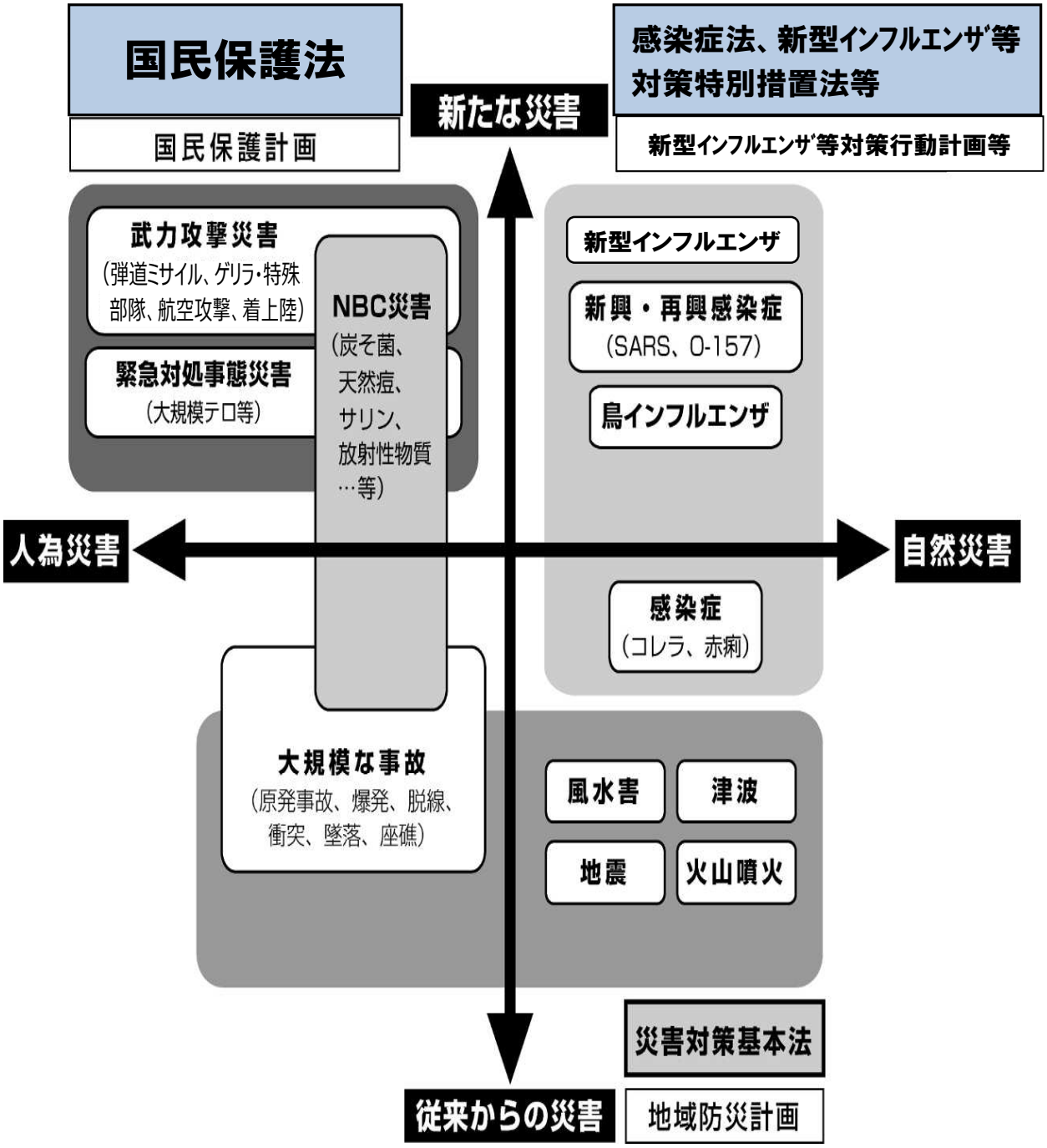

参考資料３　東京都国民保護計画の体系（本文１ページ）

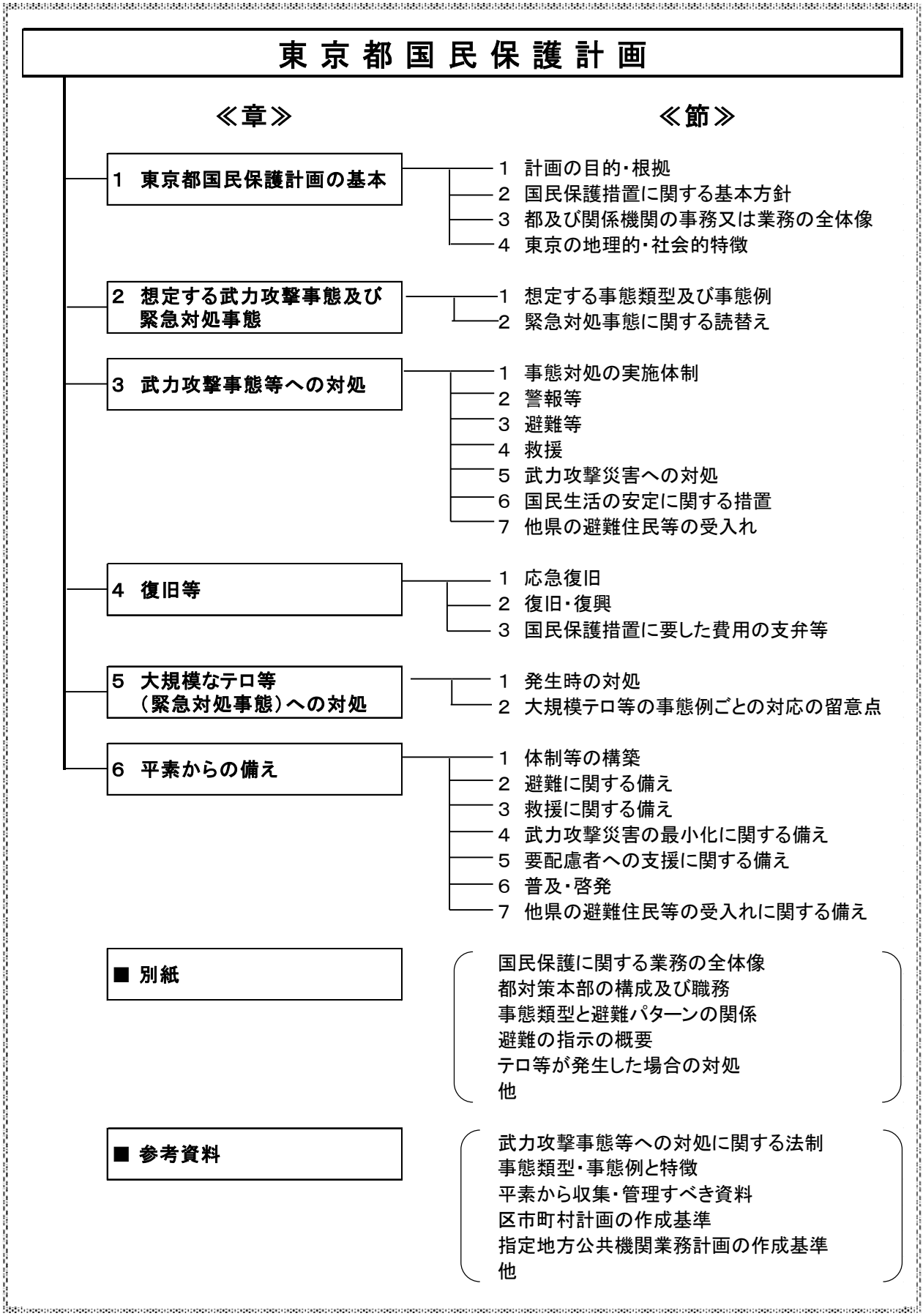

参考資料４　国民保護措置の実施（本文２ページ）

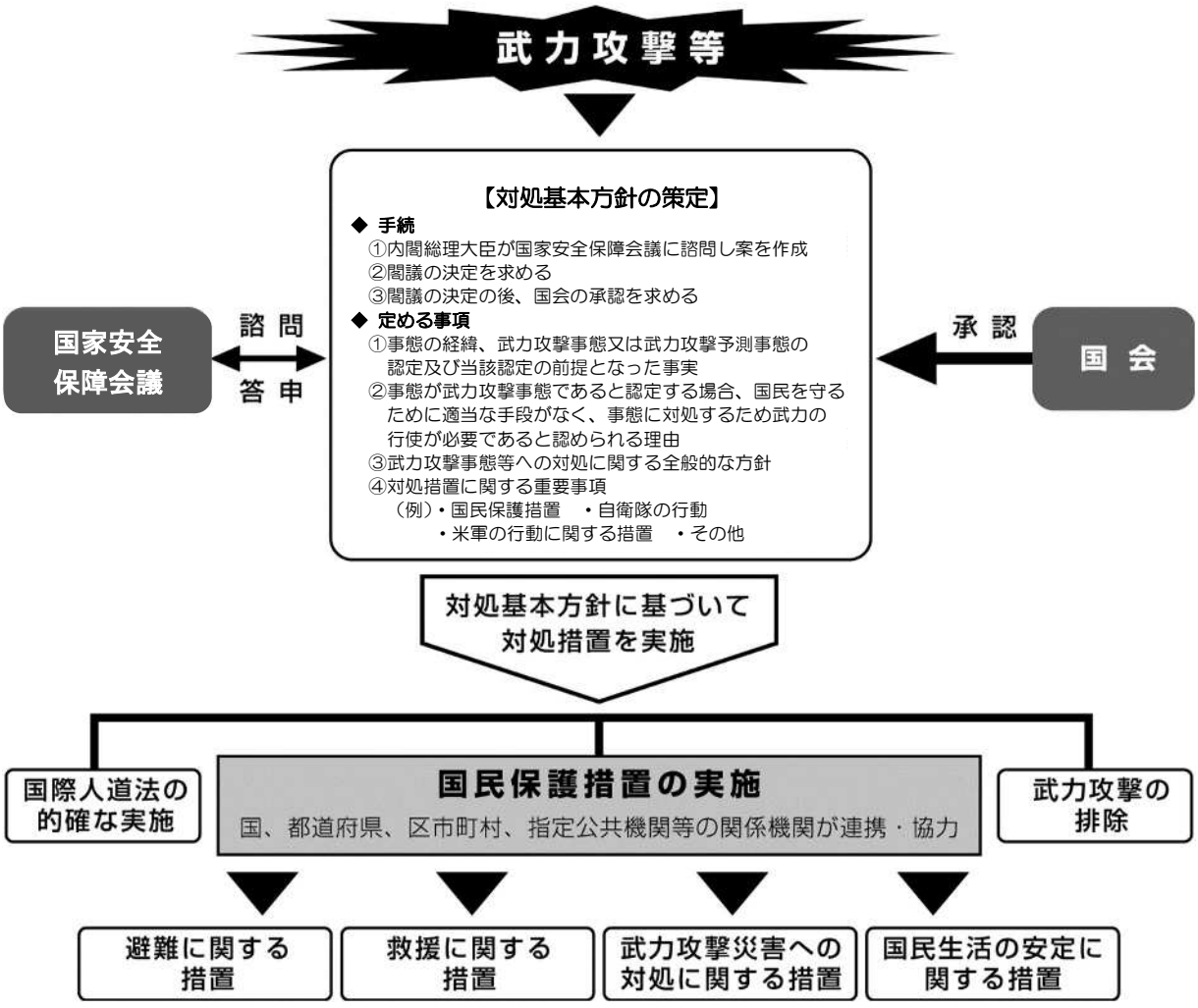

参考資料５　事態類型・事態例と特徴（本文 17 ページ）

≪武力攻撃事態≫

事態類型	特　　徴
１　弾道ミサイル攻撃 ・　弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 **≪想定される主な被害≫** ○　通常弾頭の場合にはＮＢＣ弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 **≪事態の予測・察知≫** ○　発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
２　ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・　比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 **≪想定される主な被害≫** ○　少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 **≪事態の予測・察知≫** ○　警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

３　航空攻撃 ・　爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。 ○　また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 **≪想定される主な被害≫** ○　通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 **≪事態の予測・察知≫** ○　弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○　また、近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。
４　着上陸侵攻 ・　多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	**≪攻撃目標となりやすい地域≫** ○　船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○　航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 　なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 **≪想定される主な被害≫** ○　主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 **≪被害の範囲・期間≫** ○　一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 **≪事態の予測・察知≫** ○　攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

≪緊急対処事態≫

事態例	特　　徴
1　攻撃対象施設等による分類	
ア　危険物質を有する施設への攻撃	○　原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする（都内には原子力事業所等は存在しない。）。 ○　石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○　危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○　ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。
イ　大規模集客施設等への攻撃	○　大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
2　攻撃手段による分類	
ア　大量殺傷物質による攻撃	○　「≪ＮＢＣを使用した攻撃≫」（次頁）と同様の被害を発生させる。
イ　交通機関を破壊手段としたテロ	○　航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○　攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○　爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

≪ＮＢＣを使用した攻撃≫

種　　別	特　　徴
■ 核兵器等	○　核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○　ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○　放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○　原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
■ 生物兵器等	○　人に知られることなく散布することが可能である。 ○　生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○　生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭そ菌、ペスト等が挙げられている。
■ 化学兵器等	○　急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○　建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○　地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ○　特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○　化学兵器としては、一般的に、サリン、ＶＸガス、マスタードガス、イペリット等が挙げられている。

参考資料６　想定されるリスク（参考）（本文 17 ページ）

○　本頁では、武力攻撃事態等の被害想定を示すことが困難であるため、蓋然性の高い事象例についてのリスクを参考として示す。

１　弾道ミサイル攻撃

日本が侵略を受ける場合、費用対効果から、初期の段階は弾道ミサイル攻撃が主流となり、その後、航空攻撃や着上陸侵攻に移行することが想定される。弾道ミサイル攻撃は、発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。１トンの爆薬を搭載した通常弾頭のミサイルが着弾した場合の被害イメージの一例は以下のとおり。(*)

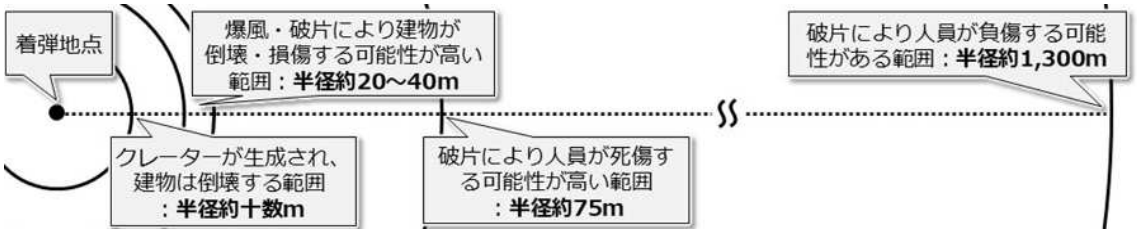

そのため、弾道ミサイル発射情報が全国瞬時警報システム（J アラート）を通じて、区市町村からの防災行政無線やテレビ、ラジオ、緊急速報メールなどにより伝達された場合は、速やかに近くの堅ろうな建築物や地下施設（該当する建物がなければ、それ以外の建物）に避難し、堅ろうな建物に限らず屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する必要がある。

また、弾頭の種類（通常弾頭、化学弾頭など）は、着弾前に特定することは困難であり、弾頭の大きさによっては被害が多大になる可能性がある。よって、建物などに避難することができなければ、物陰に隠れ、身を伏せ、頭を守るとともに、風上側にできるだけ離れることを考慮する必要がある。その後は、テレビ、ラジオや東京都防災Ｘ（旧 Twitter）などを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

２　大規模テロ等

テロは突発的に被害が発生し、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、大規模集客施設やターミナル駅などが爆破された場合は、人的被害が発生し、施設が崩壊し被害が多大になる可能性がある。

また、テロを事前に予測することは困難であり、被害が発生した後の犯行声明等によってテロと認識することとなるが、継続して犯行を企図している場合には犯行声明等は行われない。

よって、近傍で爆発などが起こった場合であっても、ＳＮＳ投稿のために興味本位に近付かず、身の安全を確保するためにできる限り速やかにその場から離れることが肝要である。

(*) Missile Defense Advocacy Alliance（https://missiledefenseadvocacy.org/）などを参考に算出した。

参考資料７　平素から収集・管理すべき資料

≪避難に関する基礎的情報≫（本文 147 ページ）

情　　報	内　　容
都　地　図	・　地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの
人　　口	・　区市町村別の人口・世帯数 ・　昼夜別の人口データ
道　路　網	・　避難経路として想定される高速道路、国道、都道等の幹線的な道路のリスト
輸　送　力	・　鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・　鉄道網やバス網、保有車両数などの図及びデータ
避 難 施 設	・　避難住民の収容能力や屋内外の別についてのデータ
大規模集客施設	・　施設の種別や規模等についてのデータ（*）
関係機関連絡先	・　国、区市町村、民間事業者等一覧

≪輸送力・輸送施設について把握しておくべき情報≫（本文 149 ページ）

○　輸送力

①　保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法　　等

○　輸送施設

①　道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
②　鉄道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
③　港湾　（ふ頭名、係留施設数、管理者の連絡先等）
④　飛行場　（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先等）

（*）大規模集客施設の把握は、警報等の伝達や安否情報の収集等を行う区市町村が行うことを基本とし、都は区市町村からの報告を受けて集約・整理するものとする。

≪救援に関する基礎的情報≫（本文 153 ページ）

情　　報	内　　容
収 容 施 設	・　収容施設（避難所（宿泊施設を含む。）、長期避難住宅及び応急仮設住宅）として活用できる土地・建物等のリスト （※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等） ・　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者等の要配慮者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設等、宿泊施設、長期避難住宅及び応急仮設住宅のリスト
備 蓄 物 資 調達可能物資	・　大量の食料や飲料水等の生活必需品の備蓄・調達先のリスト、調達経路 ・　仮設住宅建設用、応急修理用の資材の調達方法、建設業協会のリスト等
関係医療機関	・　災害拠点病院などの主要な病院の所在、病床数等の対応能力についてのデータ（※）
救　護　班	・　派遣元、班編成、活動内容等についてのデータ
火 葬 場 等	・　火葬場等の所在及び対応可能数等についてのデータ
関係機関等協定	・　協定書
関係機関連絡先	・　国、近隣県市、区市町村、民間事業者等一覧

（※）　ＮＢＣ攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、ＮＢＣの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等に努める。

○　ＮＢＣ災害時に必要となる資材等

≪備蓄又は調達する資材の例≫

・Ｎ（核物質）用の防塵マスク、線量計・線量率計（サーベイメータ等）、放射線防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル（鉛入りガラス使用）

・Ｂ（生物剤）用の感染症予防用マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）

・Ｃ（化学剤）用のガスマスク、ガス検知器、化学防護衣、化学防護服

参考資料８　区市町村計画の作成基準

○　本頁では、各区市町村が計画を作成する際の基準となるべき事項を示す。

１　基本的考え方

○　区市町村長は、国民保護法、基本指針及び都の計画に基づき、区市町村における国民保護に関する計画（本資料において、以下「計画」という。）を作成するものとする。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、次ページ「３　区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み」を踏まえ、各区市町村の特性に応じた対処を記載するものとする。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、「４　都と区市町村間における役割分担」（241 ページ）を踏まえるものとする。

○　区市町村長は、計画の作成に当たっては、平成 17 年度に総務省消防庁が示した「区市町村国民保護モデル計画」及び都が示した「東京都区市町村国民保護モデル計画」を参考とするものとする。

（１）計画で定める事項

○　区市町村長は、次の事項を計画で定める。

一　当該区市町村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
二　区市町村が実施する国民保護措置に関する事項
三　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
四　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
五　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
六　上記のほか、当該区市町村の区域に係る国民保護措置に関し区市町村長が必要と認める事項

（２）計画作成に当たっての手続等

○　区市町村長は、計画において他の区市町村と関係がある事項を定めるときは、当該区市町村の長の意見を聴く。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、あらかじめ、区市町村国民保護協議

会に諮問する。

○　区市町村長は、計画を作成するときは、あらかじめ、知事に協議する。

○　区市町村長は、計画作成に当たっては、指定行政機関の計画、都の計画及び他の区市町村の計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

２　構成

○　区市町村長は、次の構成の例を参考に、当該区市町村の実情に合わせ計画を作成するものとする。

なお、構成の例は、飽くまで都の計画の構成に沿って例示するものであり、区市町村計画の構成を定めるものではない。

【構成の例】

第１章　総論
第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態
第３章　平素からの備え
第４章　武力攻撃事態・緊急対処事態への対処
第５章　復旧・復興等
第６章　他の区市町村の避難住民等の受入れ

３　区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み

○　特別区制度、区市町村域を超えた都市の広がりなどの都の特性により、都及び関係区市町村は武力攻撃事態等に応じて、緊密に連携協力し、適切に国民保護措置を実施する必要がある。

このため、区市町村は、以下に掲げる、都及び区市町村における各措置の共通の枠組みを踏まえて、計画を作成するものとする。

（１）普及・啓発及び訓練の実施

○　区市町村は、住民、地域の団体及び事業者等が、国民保護に関する措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において適切に行動できるよう、多様な機会を活用し、普及・啓発に努めるものとする。

○　区市町村は、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、行動や判断を伴う実践的な訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めるものとする。

（２）警報・避難の指示の伝達

○　区市町村長は、知事から警報の通知、避難の指示の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民等に伝達するものとする。

○　区市町村は、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、各々の施設の管理者との情報伝達体制を整備するものとする。

≪多数の者が利用又は居住する施設≫

- 大規模集客施設等（駅、空港、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- 大規模オフィス
- 大規模な繁華街及び地下街
- 大規模（超高層）集合住宅　外

≪警報の伝達の概要≫

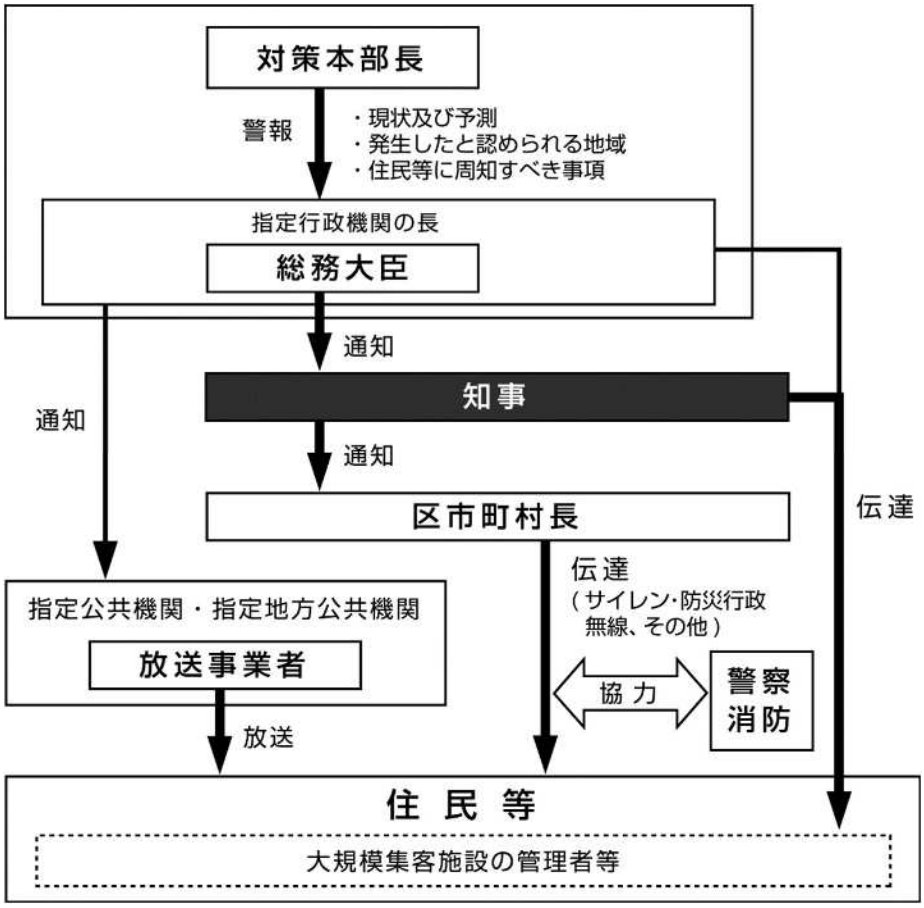

≪避難の指示の概要≫

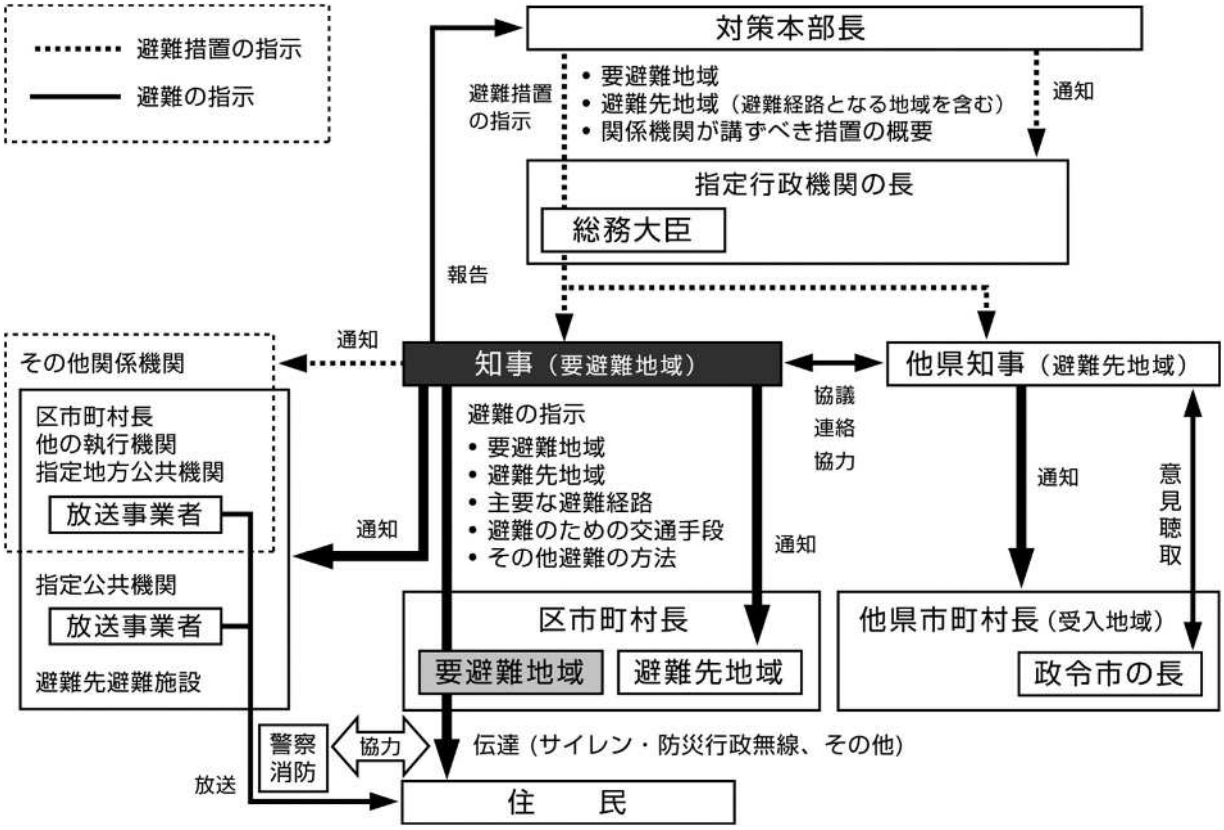

警報・避難の指示等の伝達に関する留意事項

Ⅰ　組織・体制の整備

区市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、24 時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

Ⅱ　通信連絡手段・システムの整備

区市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている区市町村においては、デジタル化の推進に努めるなど、都に準じて通信連絡体制の整備に努めるものとする。

Ⅲ　警報の伝達等に必要な準備

区市町村は、知事から警報の通知、避難の指示の通知があった場合の住民及び自治会、町内会等の関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。この場合、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

Ⅳ　警報の伝達

区市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等、区市町村の実情に応じて定めるもの）に伝達するものとする。

警報の伝達方法については、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該区市町村が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を周知するものとする。

②　同地域に当該区市町村が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする（区市町村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用してよいものとする。）。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

区市町村長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

Ⅴ　警報の解除等の伝達

警報の解除の伝達は、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しないこととする。

（３）避難住民の誘導

○　区市町村長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、住民等に伝達するものとする。

○　また、区市町村長は、当該要領に基づき、次のとおり職員等を指揮し、避難住民を避難先地域まで誘導するものとする。

- 東京消防庁の管轄区域内の区市町村
  その職員を指揮し、消防総監及び消防団長と協力して誘導する。
- 消防本部を設置している市町村
  その職員、消防長及び消防団長を指揮して誘導する。
- 消防本部を設置していない村
  その職員及び消防団長を指揮して誘導する。

○　島しょ地域の町村は、「島しょ地域における全島避難」（59 ページ）に基づき、全島避難に関する事項を含めて計画を作成するものとする。

○　区市町村は、避難が完了したときは、都へその旨を報告するものとする。

想定される避難の形態と区市町村による誘導

Ⅰ　突発的かつ局地的な事態の場合
＊ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等（東京で特に留意する事態）

①　屋外で突発的に発生

要避難地域となった区市町村は、当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

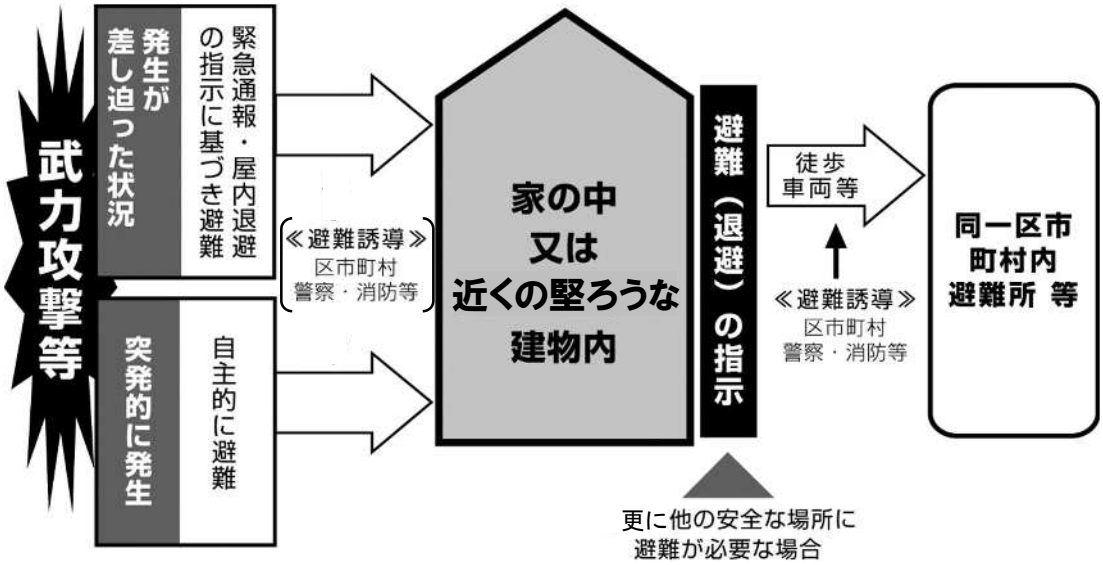

※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本

②　大規模集客施設等内で突発的に発生

区市町村は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

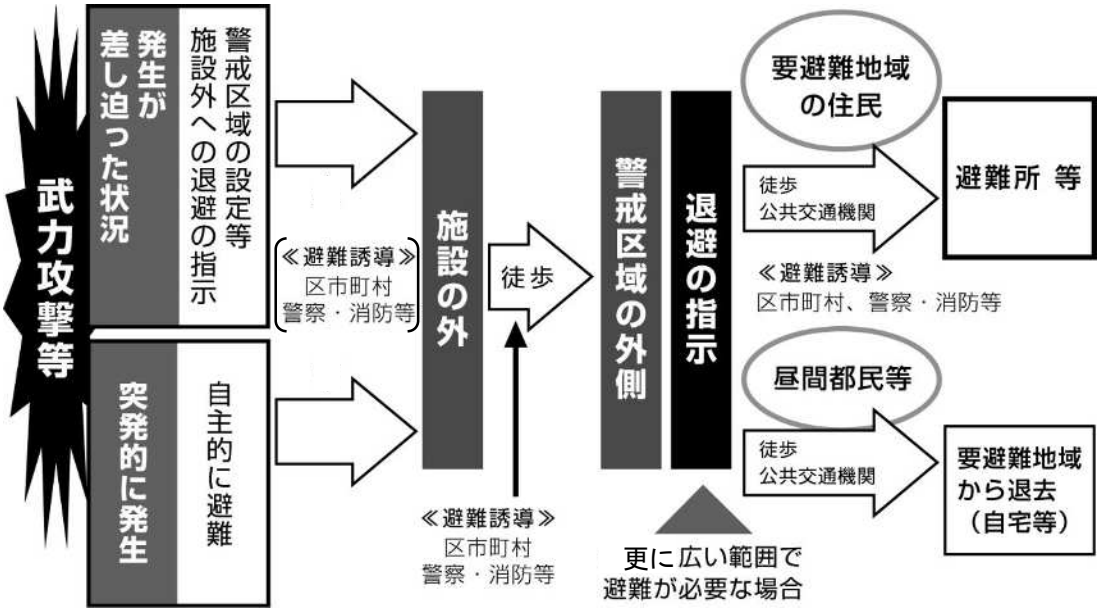

Ⅱ　突発的かつ広範囲な事態の場合　＊核弾頭を搭載したミサイル等

要避難地域となった区市町村は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。

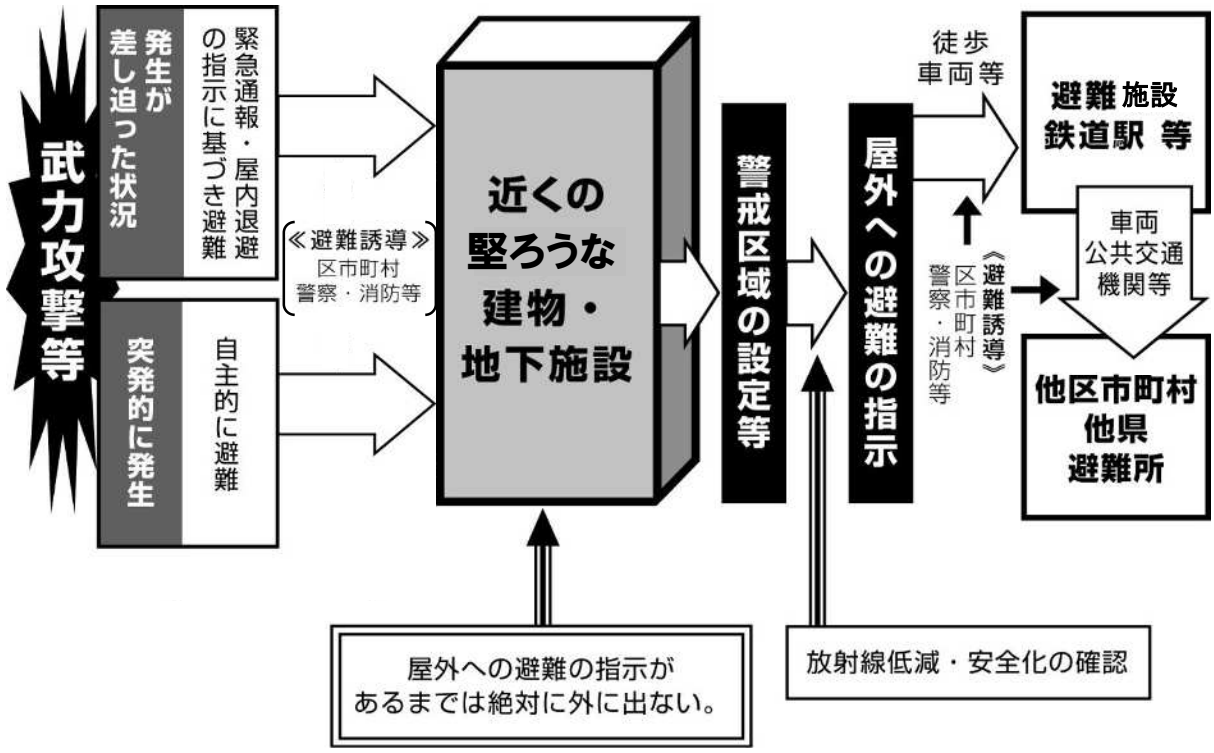

Ⅲ　時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区市町村は、避難住民を同一区市町村内の避難所等まで誘導する。

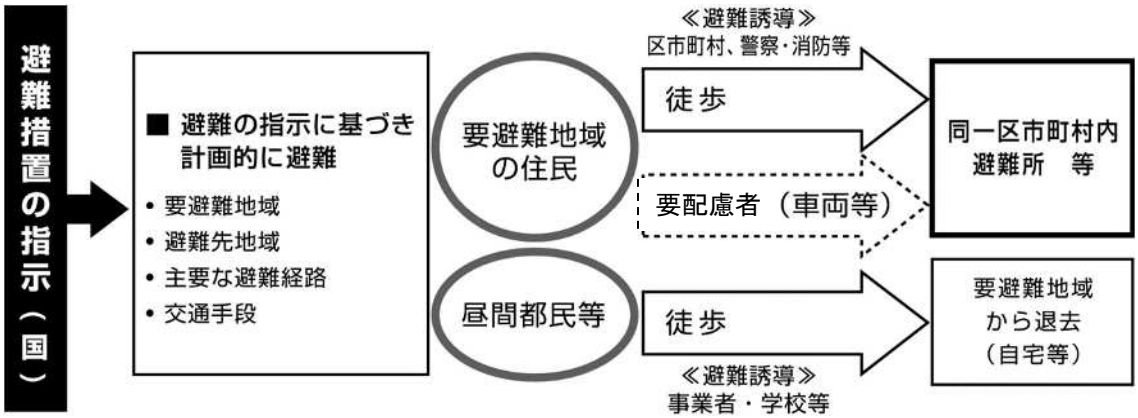

Ⅳ　時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区市町村は、避難住民を、一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。

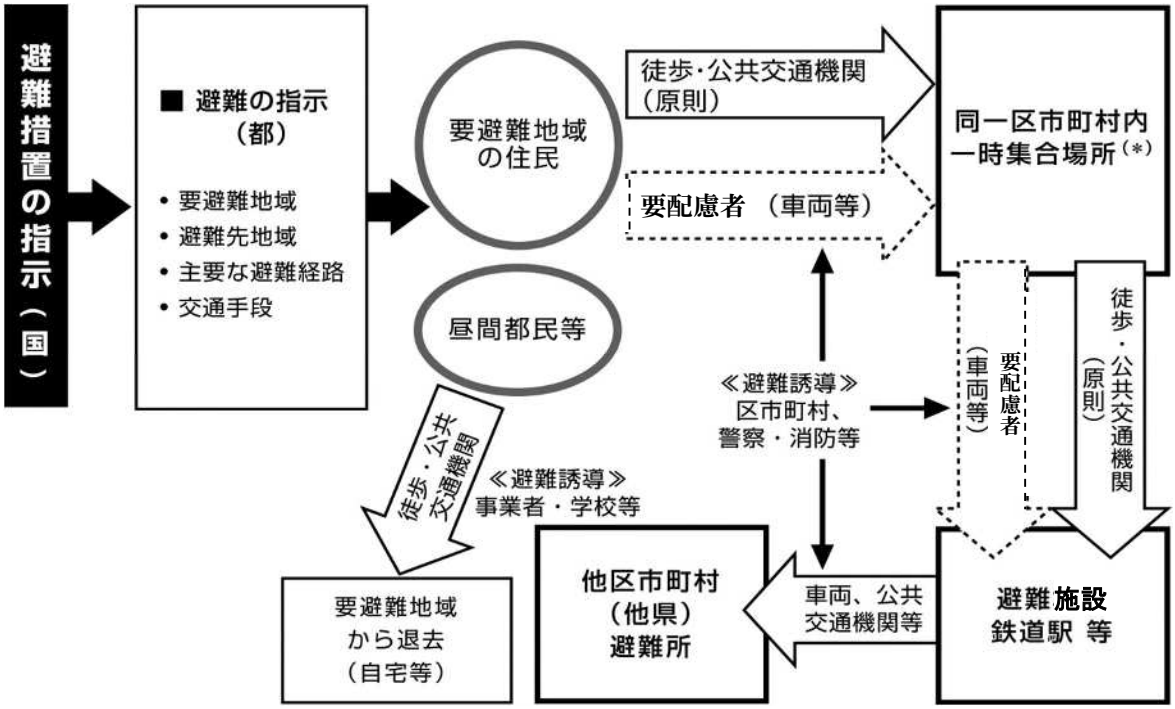

Ⅴ　島しょ地域の全島避難の場合

要避難地域となった町村は、本土の避難所まで、避難住民を誘導する。

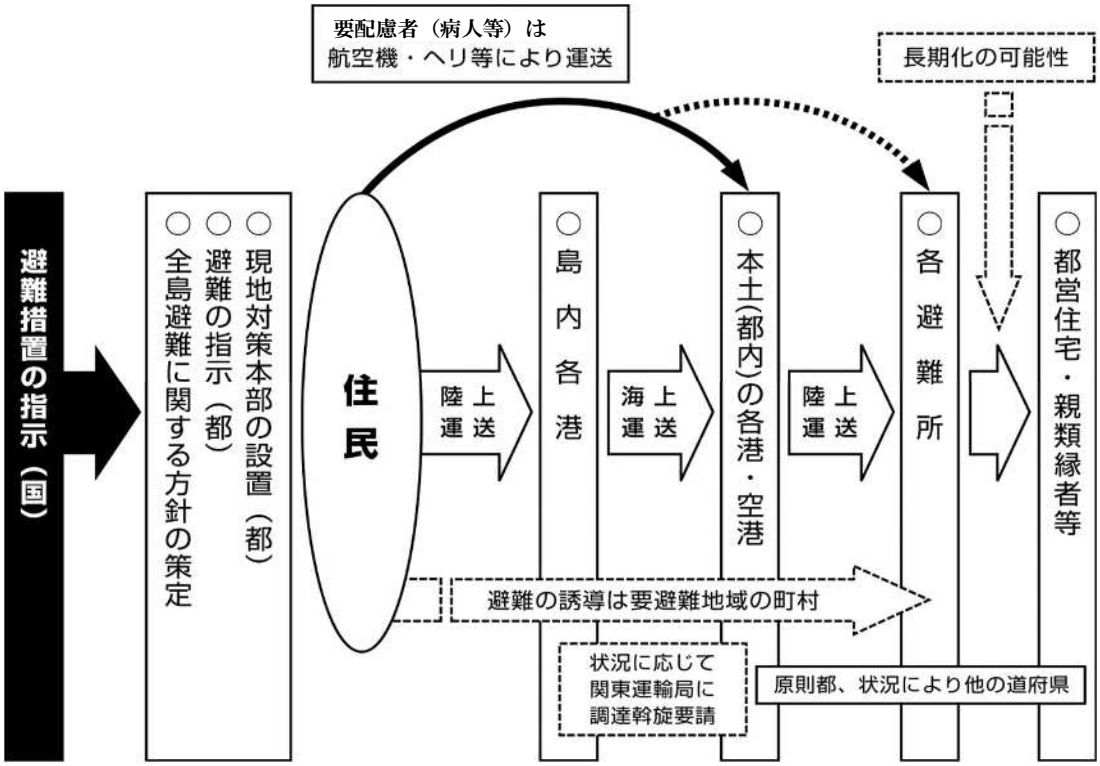

避難住民の誘導における留意事項

Ⅰ　避難実施要領のパターンの作成

区市町村は、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成 18 年１月）」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成 23 年 10 月）」を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

Ⅱ　避難実施要領の作成

区市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を作成するものとする。

≪避難実施要領に定める事項≫

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 避難の実施に関し必要な事項

Ⅲ　避難実施要領作成の際の主な留意事項

①　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：Ａ市Ａ１地区１－２、１－３の住民は「Ａ１町内会」、Ａ市Ａ２地区１－１の住民は各ビル事業所及び「Ａ２町内会」を避難の単位とする。）

②　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：Ｂ市Ｂ１地区２－３にあるＢ市立Ｂ１高校体育館）

③　一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：Ａ市Ａ１地区２－１のＡ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。）

④　集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

（例：バスの発車時刻：○月○日 15:20、15:40、16:00）

⑤　集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。）

⑥　避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

（例：集合後は、○○鉄道○○線 AA 駅より、○月○日の 15:30 より 10 分間隔で運行するＢ市Ｂ１駅行きの電車で避難を行う。Ｂ市Ｂ１駅に到着後は、Ｂ市及びＡ市職員の誘導に従って、徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。）

⑦　区市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導を迅速かつ円滑に行えるよう、関係区市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務等を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

（例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼び掛ける。）

⑨　要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

（例：避難の実施時間の後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。）

⑩　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。）

⑪　避難住民の携行品、服装

必要最低限の携行品、服装とするよう、留意事項を記載する。

（例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、ＮＢＣ災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

（例：緊急連絡先：Ａ市対策本部　TEL　0×-××52-××53）担当○田×夫）

Ⅳ　運送体制の整備等

区市町村は、区市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、都と連携して区市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

避難実施要領（案）

東 京 都 Ａ 市 長
○月○日○時現在

１　避難の経路、避難の手段その他避難の方法

Ａ市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

（１）Ａ市のＡ１地区の住民は、Ｂ市のＢ１地区にあるＢ市立Ｂ１高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○　避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

・バスの場合：Ａ市Ａ１地区の住民は、Ａ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、Ｂ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

・鉄道の場合：Ａ市Ａ１地区の住民は、○○鉄道△△線ＡＡ駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、ＡＡ駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はＡＡ通りを使用すること。
集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１駅行きの電車で避難する。Ｂ市Ｂ１駅到着後は、Ｂ市職員及びＡ市職員の誘導に従って、主に徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

・船舶の場合：Ａ市１地区の住民は、Ａ市Ａ港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・

（２）Ａ市Ａ２地区の住民は、Ｂ市Ｂ２地区にあるＢ市立Ｂ２中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・

２　避難住民の誘導の実施方法

（１）職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

・住民への周知要員　・避難誘導要員　・市対策本部要員
・現地連絡要員　・避難所運営要員　・水、食料等支援要員　等

（２）残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声を掛ける。）。

（３）高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

３　その他避難の実施に関し必要な事項

（１）携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

（２）服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

（３）避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

Ａ市対策本部　担当　△山○男
ＴＥＬ　0×-52××-×××51（内線　××××）
ＦＡＸ　0×-52××-×××52

・・・・以下略・・・

（４）救援

○　区市町村長は、都とあらかじめ調整した役割分担に従い、都と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行うものとする。

≪避難所の運営・支援体制≫

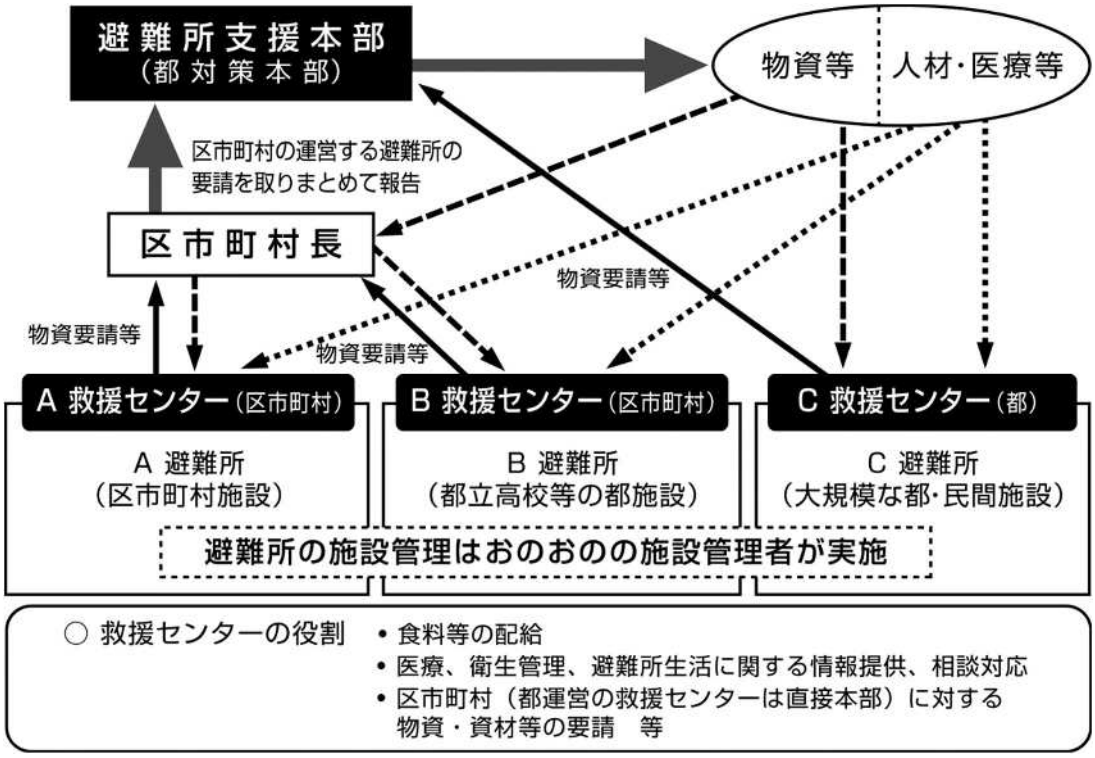

（５）要配慮者の支援

○　区市町村は、災害時における要配慮者対策に国民保護の観点も含め、要配慮者の支援体制を整備するよう努めるものとする。

○　区市町村は、要配慮者の避難に対して、避難場所、避難所等の拠点までの移送を支援するものとする。

≪要配慮者の支援の概要≫

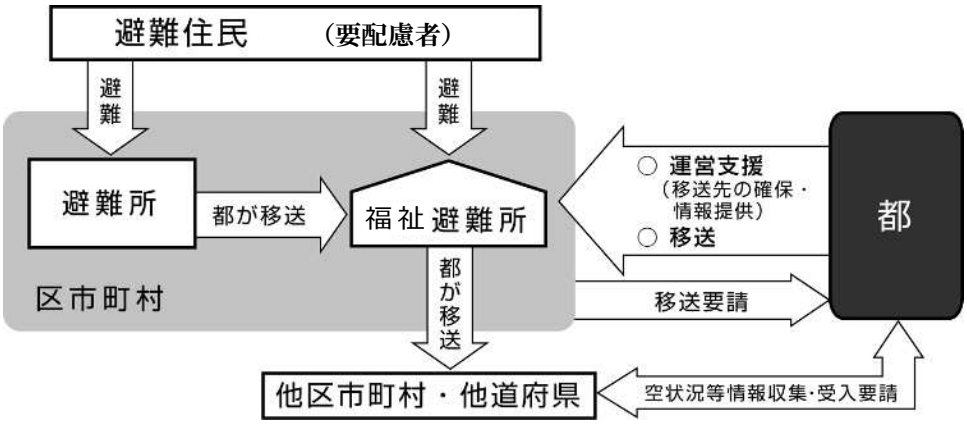

（６）緊急物資等の配送

○　区市町村は、区域内の地域内輸送拠点、食品等集積地を設定し、都等からの緊急物資の配送を受けるものとする。

○　地域内輸送拠点等から避難所等への運送については、区市町村が行うものとする。

≪緊急物資等の配送の概要≫

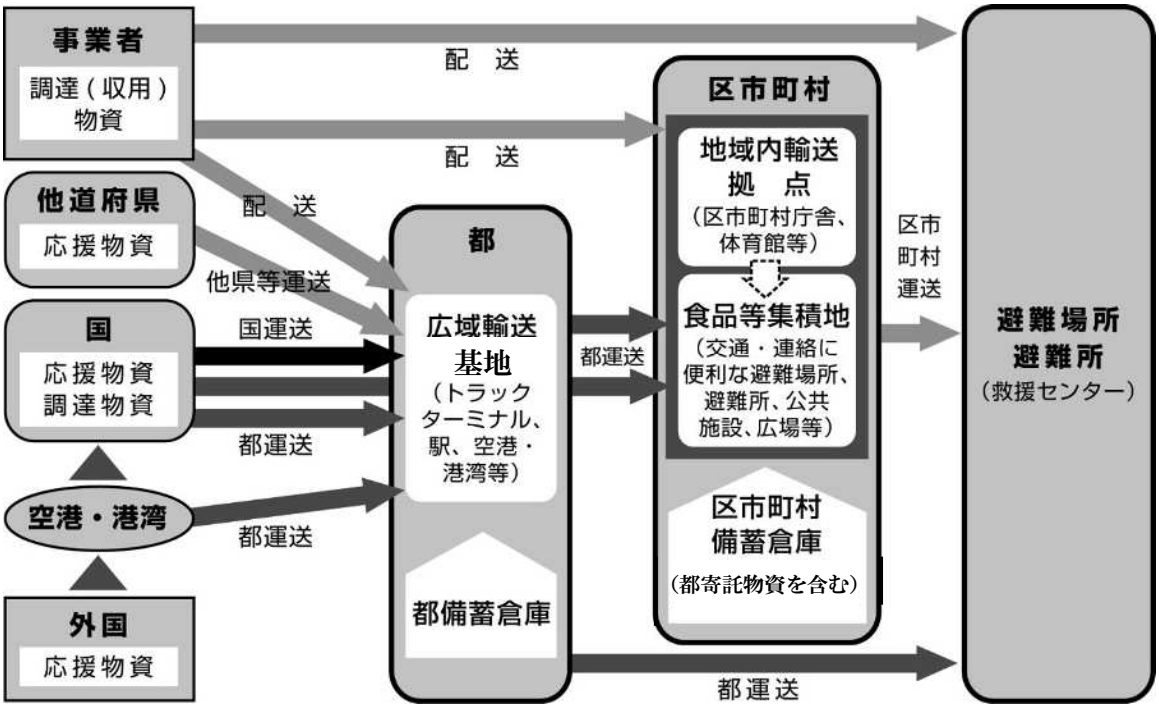

（７）被災情報の収集・整理・報告

○　区市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

○　区市町村（東京消防庁が管轄する区市町村については東京消防庁）は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を都に報告するものとし、その後は随時、都に被災情報の続報を報告するものとする。

（８）安否情報の収集・整理・報告・提供

○　区市町村長は、避難住民及び被災住民の安否情報を収集、整理し、知事に報告するものとする。

○　また、安否情報について照会があったときは、速やかに回答するものとする。

≪安否情報の収集・提供の概要≫

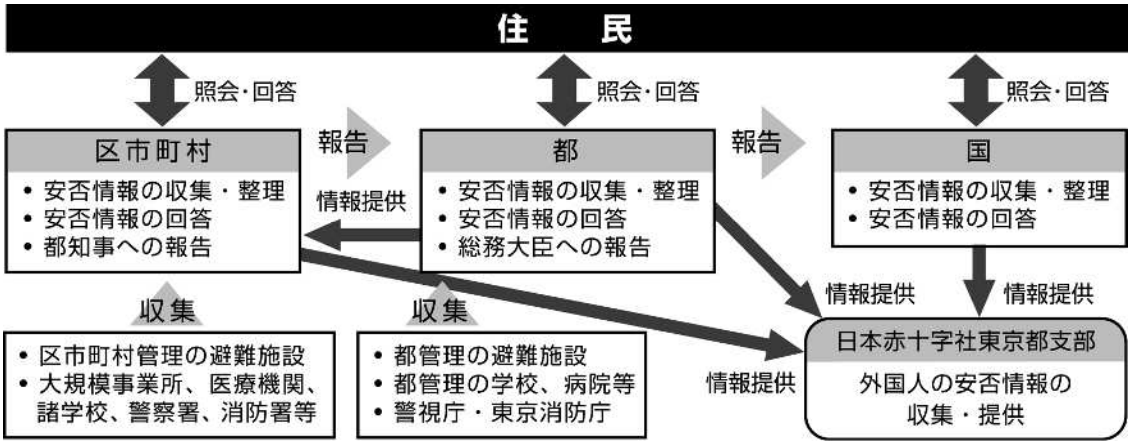

安否情報の収集・報告等における留意事項

Ⅰ　安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

区市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

区市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

Ⅱ　区市町村による安否情報の収集

区市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等区市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、区市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

Ⅲ　区市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

区市町村による安否情報の都への報告及び照会に対する回答は、都に準じて行うものとする。

Ⅳ　安否情報の報告・回答に関する事務処理手順

①　知事に対する報告

区市町村は、知事への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで都総務局に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

②　安否情報の照会に対する回答

ア　安否情報の照会の受付

区市町村は、安否情報の対応窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、区市町村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として区市町村対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

イ　安否情報の回答

区市町村は、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。

区市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③　個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答に止めるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

（９）特殊標章等の交付、使用許可

○　区市町村長又は消防長は、その職員等に特殊標章等の交付又は使用許可を行うため、必要な事項を定めるものとする。

①　平素からの特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

- 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(*)に基づく特殊標章等交付要綱の作成
- 特殊標章等の作成・管理
- 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

②　武力攻撃事態等における特殊標章等の取扱い

- あらかじめ作成した特殊標章等交付要綱に基づく特殊標章等の交付又は使用許可
- 国民保護措置に使用される場所、施設等を識別させるための特殊標章の表示

(*)「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成 17 年８月２日付閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）

４　都と区市町村間における役割分担

○　都と区市町村間における主な役割分担は、防災計画における都と区市町村の役割分担を踏まえ、次のとおりとする。

なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第 76 条第１項(*)の規定に基づき、その一部を区市町村長が行うこととするものである。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	○　原則として避難場所が所在する区市町村が運営する。 ○　必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	○　避難所・福祉避難所の開設、運営は区市町村が行うこととし、都はこれを補完する。 ○　都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、区市町村は、これに協力する。
食料・生活必需品の供給	○　都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び区市町村における備蓄品を活用する。 ○　緊急時における食料・生活必需品は、区市町村の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。
医療の実施	○　医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区市町村が一次的に行い、都は、要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○　都は、区市町村の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○　区市町村は、被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。
備蓄	○　食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○　ＮＢＣ災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。区市町村は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	○　区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。この際、要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。 ○　都及び区市町村は、避難所の食品衛生指導等を行う。

(*) 国民保護法第 76 条第１項　都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

	○　区市町村は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。
被災者の捜索及び救出	○　区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。
埋葬及び火葬	○　区市町村は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○　都は、必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	○　都は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○　区市町村は、避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	○　区市町村は、都が定める実施要領案に基づき応急修理の募集、選定を行う。 ○　都は、応急修理を実施するために必要な措置を行う。
学用品の給与	○　区市町村は、必要量を把握し都に報告する。 ○　都は、学用品を一括して調達し、区市町村が配付する。
行方不明者の捜索及び死体の処理	○　区市町村は、警視庁、東京消防庁又は消防本部が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。 ○　区市町村は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○　都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	○　区市町村は、各所管区域のごみ処理を行う。 ○　区市町村は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設（水再生センター又は管路）への搬入又は投入により処理する。 ○　都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受入口の特定を行う。 ○　区市町村は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○　区市町村は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与、運営	○　都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の確保に必要な措置を行う。 ○　区市町村は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

５　計画に定める必須項目

○　区市町村長は、次の項目を必須項目として、区市町村計画において定めるものとする。

措置区分等	項　目	根拠条文
総則	区市町村対策本部の設置	法 27 条
	区市町村現地対策本部の設置	法 28 条
	組織・体制の整備	法 41 条
	訓練の実施	法 42 条
避難に関する措置	警報の伝達等	法 47 条
	警報の解除の伝達	法 51 条
	避難実施要領の策定	法 61 条
	避難実施要領を定めたときの住民等への伝達及び関係機関への通知	法 61 条
	緊急通報の伝達	法 100 条
武力攻撃災害対処	区市町村が管理する生活関連等施設の安全の確保	法 102 条
	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	法 103 条
	武力攻撃原子力災害への対処	法 105 条
	被災情報の収集	法 126 条
国民生活の安定に関する措置	生活関連物資等の価格の安定等	法 129 条
	水の安定的な供給	法 134 条
	応急の復旧	法 139 条
復旧・備蓄その他の措置	武力攻撃災害の復旧	法 141 条
	避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等	法 142 条
	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等	法 145 条
緊急対処事態対処	緊急対処保護措置	法 178 条

※　本表は、国民保護法において区市町村の国民保護計画に定めることが規定されている項目を一覧化したものである（区市町村の実情に照らし該当しない項目がある場合、当該項目を計画に記述する必要はない。）。

参考資料９　指定地方公共機関業務計画の作成基準

○　本資料では、各指定地方公共機関が計画を作成する際の基準となるべき事項を示す。

１　基本的考え方

○　指定地方公共機関は、国民保護法、基本指針並びに都の計画に基づき、その業務に関し、国民保護に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

○　指定地方公共機関の業務計画は、都の計画等に基づきながらも、飽くまで国民保護措置の実施主体たる指定地方公共機関の自主的な判断により作成されるものとする。

（１）計画で定める事項

○　指定地方公共機関は、次の事項をその業務計画において定める。

一　指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
二　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
三　国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項

（２）計画作成に当たっての手続等

○　指定地方公共機関は、その業務計画を作成したときは、速やかに、知事に報告し、関係区市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

（３）各事業者の国民保護措置の概要

○　指定地方公共機関は、次の措置に万全を期すものとする。

事業者	措置の概要
放送事業者	警報の内容等の速やかな放送
ガス事業者	ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置

病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置
河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の適切な管理

２　構成

○　指定地方公共機関は、次の構成の例を参考に、その業務の実情に合わせ業務計画を作成するものとする。

なお、構成の例は、飽くまで都の計画の構成に沿って例示するものであって、業務計画の構成を定めるものではない。

【構成の例】

第１章　総論
第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態
第３章　平素からの備え
第４章　武力攻撃事態・緊急対処事態への対処
第５章　復旧・復興等

３　業務計画に定める必須項目

○　指定地方公共機関は、次の項目を必須項目として、その業務計画を定めるものとする。

措置区分等	項　目	根拠条文
総則	組織の整備等	法 41 条
	訓練の実施	法 42 条
避難に関する措置	警報の内容の放送　《放送事業者のみ》	法 50 条
	警報解除の内容の放送　《放送事業者のみ》	法 51 条
	避難の指示・避難の指示解除の内容の放送　《放送事業者のみ》	法 57 条
武力攻撃災害対処	被災情報の収集	法 126 条
国民生活の安定に関する措置	ガスの安定的な供給　《ガス事業者のみ》	法 134 条
	水の安定的な供給　《水道事業者》	法 134 条
	運送の確保　《運送事業者のみ》	法 135 条
	医療の確保　《医療機関のみ》	法 136 条
	公共的施設の適切な管理《該当事業者のみ》	法 137 条
	応急の復旧	法 139 条
復旧・備蓄その他の措置	武力攻撃災害の復旧	法 141 条
	国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等	法 145 条

緊急対処事態対処	緊急対処保護措置	法 179 条

４　業務計画作成上の留意事項

（１）組織の整備等

○　指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員等の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

・　職員等の参集基準等
・　職員等への連絡手段の確保
・　職員等の服務基準

（２）被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

○　指定地方公共機関は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

（３）被災情報の収集、報告等

○　指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する通信連絡手段により、当該被災情報を都に速やかに報告するものとする。

（４）物資及び資材の備蓄、整備

○　指定地方公共機関は、都と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

（５）避難の指示の放送内容について

○　放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることに鑑み、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一全て放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断に委ねるものとする。

（６）避難住民の運送

○　運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

参考資料10　用語集

あ行

用　　語	説　　明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
ｅ－ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするＩＴ技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。
疫学調査	病気の発生原因・対策を推論するために、疾病を集団として調査する方法。患者発見のために各種検査を利用することによる調査で、この調査によって病気あるいは症例と、考えられる原因との間の因果関係を明らかにし、治療の方法の確立に役立てる方法。
ＬＧＷＡＮ（エルジーワン）	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関ＷＡＮと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

か行

用　　語	説　　明
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成７年に創設された消防の広域援助体制。
緊急情報ネットワークシステム（通称：Ｅｍ－Ｎｅｔ（エムネット））	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「ＬＧＷＡＮ」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
緊急通行車両	標章及び証明書の交付を受けることにより、緊急交通路を通行できる災害応急対策車両。

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
警察災害派遣隊	国内において、大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。

さ行

用　　語	説　　明
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により重症者等の傷病者の受入れ及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行う病院。
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁（国民保護法第２条第１項、事態対処法第２条第５号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。　（国民保護法第２条第１項、事態対処法第２条第７号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。　（国民保護法第２条第１項、事態対処法第２条第６号）
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。　（国民保護法第２条第２項）
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 なお、東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。

事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ４条約）のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の４条約の総称。日本は、1953年４月21日に加入した。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第１条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第２条約 ・捕虜の待遇に関する第３条約 ・文民の保護に関する第４条約
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
全国瞬時警報システム（通称：Ｊ－ＡＬＥＲＴ（Ｊアラート））	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

た行

用　　語	説　　明
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。（緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）
立川地域防災センター	東京都の地域防災拠点の一つとして、立川広域防災基地の中に設置した施設で多摩地域の防災活動の拠点となる。災害時には東京都防災センターの指揮の下で災害対策を行うため、情報収集及び連絡調整機能、備蓄・輸送機能、一時避難所等の機能を備えている。 本計画においては、東京都防災センターが被災等により使用不能な場合に使用する施設の一つとして位置付けている。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	第２次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年８月31日（2005年２月28日発効）。

地域衛星通信ネットワーク	防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化及び地域からの情報発信の充実を図ることを目的とした、全国の地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク。(一財)自治体衛星通信機構が構築を進めている。
東京ＤＭＡＴ	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。 災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京ＤＭＡＴを編成する病院を指定して実施体制を整えている。 ＤＭＡＴ：Disaster Medical Assistance Team
東京都災害情報システム	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を東京都防災センターが一元的に管理して都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的としたシステム
東京都防災センター	都と各機関の情報連絡、情報分析及び災害対策・国民保護措置の審議、決定、指示を行う中枢の施設。 防災行政無線を活用したデータ通信機能及び画像通信機能を持つ防災情報システムを整備している。
トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

は行

用　　語	説　　明
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
ヘリコプターテレビ電送システム	ヘリコプターに搭載したテレビカメラ、赤外線カメラで撮影した画像を受信するシステム。 都では、ヘリコプターから電送されてきた画像にコンピューターの地図を合わせて表示し、広域的な被害状況の把握など、迅速かつ的確な災害対策等の実施に活用している。
放射性ヨウ素	質量数127以外のヨウ素は不安定で一般にβ線とγ線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数131のもの（半減期8.06日）、133のもの（半減期20.8時間）、135のもの（半減期6.7時間）などがある。質量数131の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症やある種の甲状腺ガンの治療に用いられる。

や行

用　　語	説　　明
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。